

いつも大変お世話になり、ありがとうございます。

**「生活保護の不正受給はけしからん」「まじめに年金で暮らしているけど、隣の人は生活保護でもっとお金をもらっているのが納得いかない」という声を聞きます。要は、「不公平だ」ということです。**

そもそも生活保護は、対象者が200万人を超え、総額3.7兆円となっています。国家予算の3.2%を占めています。

その目的は、**生活保護法第1条が、**

**1)生活に困窮するすべての国民に対し、最低限度の生活を保障するとともに**

**2)その国民が自立できるように支援すると規定しています。**

これ自体、憲法第25条第1項の「**健康で文化的な最低限度の生活を営む権利**」を保障するものであり、**反対するものではありません。**

しかし、一方でいくつかの問題もあります。

まず、**1)不正受給ですが、近年、その割合は0.35～0.5%であり、金額は130～190億円ほどです。こうしたことが存在すること自体、国民感情を害し、とくに年金受給者から見れば許せない気持ちになるのは当然です。政府がこれを可能な限りゼロにすることは言わずもがなです。**

**2)生活保護でもっとも金額的に大きいのは、医療扶助費です。1.8兆円と約半分を占めています。20歳以上～75歳以下の年齢層では、一般の国民より医療機関にかかる頻度がかなり高いことが指摘できます。各年齢層において入院で3～5倍(入院の半数が精神疾患)、入院以外でも1.5倍程度受診率が高くなっています。**

**なかには、同一傷病について、同一月内に同一診療科目を15日以上受診する頻回受診者も1万人以上存在します。これに対して、以前から厚労省として受診回数の低減などに取り組んでいます。しかし、医療費が全額公費負担となる以上、自主的に受診回数を減らすのは難しい。きめ細かく調査をして、人によっては自己負担を求めたり、月4回程度(緊急時除く)の受診のみを認める方法も検討すべきだと考えます。**

**3)外国人の生活保護の対象者は約6万5千人、総額は1200億円にも及んでいます。日本人の利用率が1.6%なのに対し、外国人の利用率は2.3%と高くなっています。その半数が歴史的経緯のある在日韓国・朝鮮人(特別永住者)ですが、その他はフィリピン(1.1万人)、中国(9500人)が多い。フィリピン人の受給者の平均年齢は29歳で、日本人と離婚後のシングルマザーが多く、中には偽装結婚もあります。中国人の受給者の平均年齢は56歳です。現役世代の対象者が多いのです。**

そもそも憲法第25条は「**日本国民**」に対して「**健康で文化的な最低限度の生活**」を保障しているのです。特別永住者は別として、このような実態は果たして憲法の精神に叶っているのか、根本から考えるべきです。

世の中、いつの時代でも、本当に運に見放された方はいます。こうした方も国民の一人です。いつ何時自分もそういう目に会うかもしれません。仲間として決して見捨てるべきではありません。しかし、**逆にこれを悪用して、人の税金で暮らそうとすることに対してはもっと厳しく対処すべきです。「正直者がバカをみる」ような国は、とても健全とはいえません。**